

令和 7 年 2 月 13 日

居宅介護支援事業所管理者 各位

豊島区福祉部高齢者福祉課長

今井 有里

(公印省略)

豊島区介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の一部委託について（依頼）

日頃より、豊島区の高齢者福祉行政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。
また、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を受託していただいている事業所様には深くお礼申し上げます。

本区では、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の指定居宅介護支援事業所への一部委託にあたり、年度ごとに各事業所に対して委託要件の確認をさせていただいております。

つきましては、下記のとおり届出書の申請をお願いいたします。

記

- (1) 確認書類 豊島区指定介護予防支援業務の受託要件
- (2) 提出方法 電子申請システムより申請
<https://logoform.jp/form/gXWR/856460>
※届出書に関する内容は、提出日を基準日といたします。
※電子申請システムにて申請ができなかった事業所様は、紙での申請を受付致します。基幹型センターグループにご連絡ください。
- (3) 提出期限
令和 7 年 4 月 28 日（月）
- (4) その他
委託を終了する場合は、右記問合せ先に必ず連絡をお願いします。

【問合せ】

〒171-8422 東京都豊島区南池袋 2-45-1
豊島区 高齢者福祉課基幹型センターグループ
担当：竹前
TEL 03(4566)2431 FAX 03(3980)5040

豊島区指定介護予防支援業務の受託要件

受託要件1	指定居宅介護支援事業所として、介護保険法その他関係法令等を遵守して運営していること。 また、従事する介護支援専門員については、登録が有効であること。												
受託要件2 (研修種別)	必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事していること。 具体的には、下記(1)～(4)のいずれかの研修を最低3年に1回受講し、情報を更新していること。 <table><tr><th></th><th>研修の実施主体</th><th>研修内容</th></tr><tr><td>(1)</td><td>都道府県</td><td rowspan="4">介護予防支援・介護 予防ケアマネジメント に関する研修</td></tr><tr><td>(2)</td><td>豊島区</td></tr><tr><td>(3)</td><td>豊島区 の地域包括支援センター</td></tr><tr><td>(4)</td><td>豊島区外 の区市町村または地域包括支援センター</td></tr></table> ※事業所内に(1)～(4)に該当する人が一人もない場合はご連絡ください。		研修の実施主体	研修内容	(1)	都道府県	介護予防支援・介護 予防ケアマネジメント に関する研修	(2)	豊島区	(3)	豊島区 の地域包括支援センター	(4)	豊島区外 の区市町村または地域包括支援センター
	研修の実施主体	研修内容											
(1)	都道府県	介護予防支援・介護 予防ケアマネジメント に関する研修											
(2)	豊島区												
(3)	豊島区 の地域包括支援センター												
(4)	豊島区外 の区市町村または地域包括支援センター												
受託要件3	指定介護予防支援に係る責任主体である地域包括支援センターの関与について理解、協力できること。 - 介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、適切に作成されているか、 内容が妥当か等について地域包括支援センターが確認する。 - 介護予防サービス計画の評価を行った場合には評価の内容を地域包括支援センターが確認し、 評価を踏まえ今後の介護予防支援の方針を決定する												

《豊島区内事業所向け確認書類の提出について》

◎確認書類(ア)(イ)の提出は必須です

確認書類(ア)	介護支援専門員証の写し(全員分)
確認書類(イ)	研修受講証等の写し(上記受託要件2参照) ※所属する介護支援専門員のうち少なくとも1人が、令和4年4月1日以降に、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する研修をうけていること

受託届を提出後、内容に変更が生じた場合

・随時、「変更届」及び「変更に伴う確認書類」をLoGoフォームより申請してください。

リンク <https://logoform.jp/form/gXWR/909309>

特に介護支援専門員が新たに追加される場合は、地域包括支援センターの請求業務に影響が出てきますので、早急にご提出いただきますようお願い申し上げます。

・LoGoフォームは豊島区ホームページにもリンクを掲載しています。

【検索の仕方】「豊島区 受託する事業者」で検索。

【掲載場所】豊島区ホーム>「健康・福祉」>「高齢者福祉」>「ケアマネジメント支援・地域ケア会議」>「事業者向けの情報」>「豊島区介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を受託する事業者の方へ」をクリック。

豊島区指定介護予防支援業務の受託要件

受託要件1	指定居宅介護支援事業所として、 <u>介護保険法その他関係法令等を遵守</u> して運営していること。 また、従事する介護支援専門員については、 <u>登録が有効であること</u> 。												
受託要件2 (研修種別)	<u>必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事していること。</u> <u>具体的には、下記(1)～(4)のいずれかの研修を最低3年に1回受講し、情報を更新していること。</u> <table><tr><td></td><td>研修の実施主体</td><td>研修内容</td></tr><tr><td>(1)</td><td>都道府県</td><td rowspan="4">介護予防支援・介護 予防ケアマネジメントに関する研修</td></tr><tr><td>(2)</td><td>豊島区</td></tr><tr><td>(3)</td><td>豊島区の地域包括支援センター</td></tr><tr><td>(4)</td><td>豊島区外の区市町村または地域包括支援センター</td></tr></table> ※事業所内に(1)～(4)に該当する人が一人もない場合はご連絡ください。		研修の実施主体	研修内容	(1)	都道府県	介護予防支援・介護 予防ケアマネジメントに関する研修	(2)	豊島区	(3)	豊島区の地域包括支援センター	(4)	豊島区外の区市町村または地域包括支援センター
	研修の実施主体	研修内容											
(1)	都道府県	介護予防支援・介護 予防ケアマネジメントに関する研修											
(2)	豊島区												
(3)	豊島区の地域包括支援センター												
(4)	豊島区外の区市町村または地域包括支援センター												
受託要件3	指定介護予防支援に係る責任主体である地域包括支援センターの関与について <u>理解、協力</u> できること。 - 介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、適切に作成されているか、内容が妥当か等について地域包括支援センターが確認する。 - 介護予防サービス計画の評価を行った場合には評価の内容を地域包括支援センターが確認し、評価を踏まえ今後の介護予防支援の方針を決定する												

《豊島区外事業所向け確認書類の提出について》

◎確認書類(ア)(イ)(ウ)の提出は必須です

確認書類(ア)	介護支援専門員証の写し(全員分)
確認書類(イ)	研修受講証等の写し(上記受託要件2参照) ※所属する介護支援専門員のうち<u>少なくとも1人</u>が、<u>令和4年4月1日以降</u>に、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する研修をうけていること。
確認書類(ウ)	事業所指定通知書の写し ※通知書の事業所名や住所等に変更があった場合は、<u>指定についての「変更届の写し」</u>も添付する。

受託届を提出後、内容に変更が生じた場合

・随時、「**変更届**」及び「**変更に伴う確認書類**」をLoGoフォームより申請してください。

リンク <https://logoform.jp/form/gXWR/909309>

特に介護支援専門員が新たに追加される場合は、地域包括支援センターの請求業務に影響が出てきますので、早急にご提出いただきますようお願い申し上げます。

・LoGoフォームは豊島区ホームページにもリンクを掲載しています。

【検索の仕方】「**豊島区 受託する事業者**」で検索。

【掲載場所】豊島区ホーム>「健康・福祉」>「高齢者福祉」>「ケアマネジメント支援・地域ケア会議」>「事業者向けの情報」>「豊島区介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を受託する事業者の方へ」をクリック。